

議案第62号

北名古屋市組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

北名古屋市組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のと
おり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、令和6年4月1日から実施する組織機構改革に
伴い、関係条例を整備するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(北名古屋市役所の位置を定める条例の一部改正)

第1条 北名古屋市役所の位置を定める条例（平成18年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

(北名古屋市行政組織条例の一部改正)

第2条 北名古屋市行政組織条例（平成18年北名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「総務部」を「総合政策部」に、「財務部」を「総務部」に、「防災環境部」を「生活安全部」に、「福祉部」を「福祉こども部」に改める。

第2条の表総務部の項から防災環境部の項までを次のように改める。

総合政策部

- (1) 基本的施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 行政改革に関すること。
- (3) 広報、広聴及び統計に関すること。
- (4) 秘書、人事及び厚生に関すること。
- (5) 情報化の推進に関すること。

総務部

- (1) 市行政一般に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 財政及び予算に関すること。
- (4) 財産管理に関すること。
- (5) 市税等の賦課及び収納に関すること。
- (6) 他の部の所管に属さないこと。

生活安全部

- (1) 消防及び防災に関すること。
- (2) 交通対策及び防犯に関すること。
- (3) 環境衛生及び環境保全に関すること。

(4) 公害対策に関すること。

(5) 市民協働に関すること。

第2条の表福祉部の項を次のように改める。

福祉こども部

(1) 社会福祉に関すること。

(2) 高齢者福祉に関すること。

(3) 介護保険に関すること。

(4) 児童福祉に関すること。

(5) こども家庭支援に関すること。

(北名古屋市福祉事務所設置条例の一部改正)

第3条 北名古屋市福祉事務所設置条例（平成18年北名古屋市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「北名古屋市西之保清水田15番地」を「北名古屋市熊之庄御榊60番地」に改める。

(北名古屋市交通安全推進協議会条例の一部改正)

第4条 北名古屋市交通安全推進協議会条例（平成18年北名古屋市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第7条中「防災環境部」を「生活安全部」に改める。

(北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「福祉部」を「福祉こども部」に改める。

(1) 北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例（平成25年北名古屋市条例第12号）第9条

(2) 北名古屋市地域包括支援センター運営協議会条例（平成25年北名古屋市条例第13号）第8条

(3) 北名古屋市子ども・子育て会議条例（平成25年北名古屋市条例第40号）第8条

(4) 北名古屋市障害者計画等策定委員会条例（平成26年北名古屋市条例第8号）第8条

(5) 北名古屋市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会条例（平成26年北名古屋市条例第9号）第8条

(6) 北名古屋市地域福祉計画策定委員会条例（平成27年北名古屋市条例第15号）第8条

(7) 北名古屋市地域包括ケアシステム推進協議会条例（平成27年北名古屋市条例第16号）第8条

（北名古屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正）

第6条 北名古屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年北名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号を次のように改める。

(6) 福祉こども部

（北名古屋市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正）

第7条 北名古屋市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成29年北名古屋市条例第12号）の一部を次のように改める。

第2条第2号中「北名古屋市熊之庄御櫛60番地」を「北名古屋市西之保清水田15番地」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。